

小樽都市計画地区計画の決定（小樽市決定）

都市計画富岡地区地区計画を次のように決定する。

1. 地区計画の方針

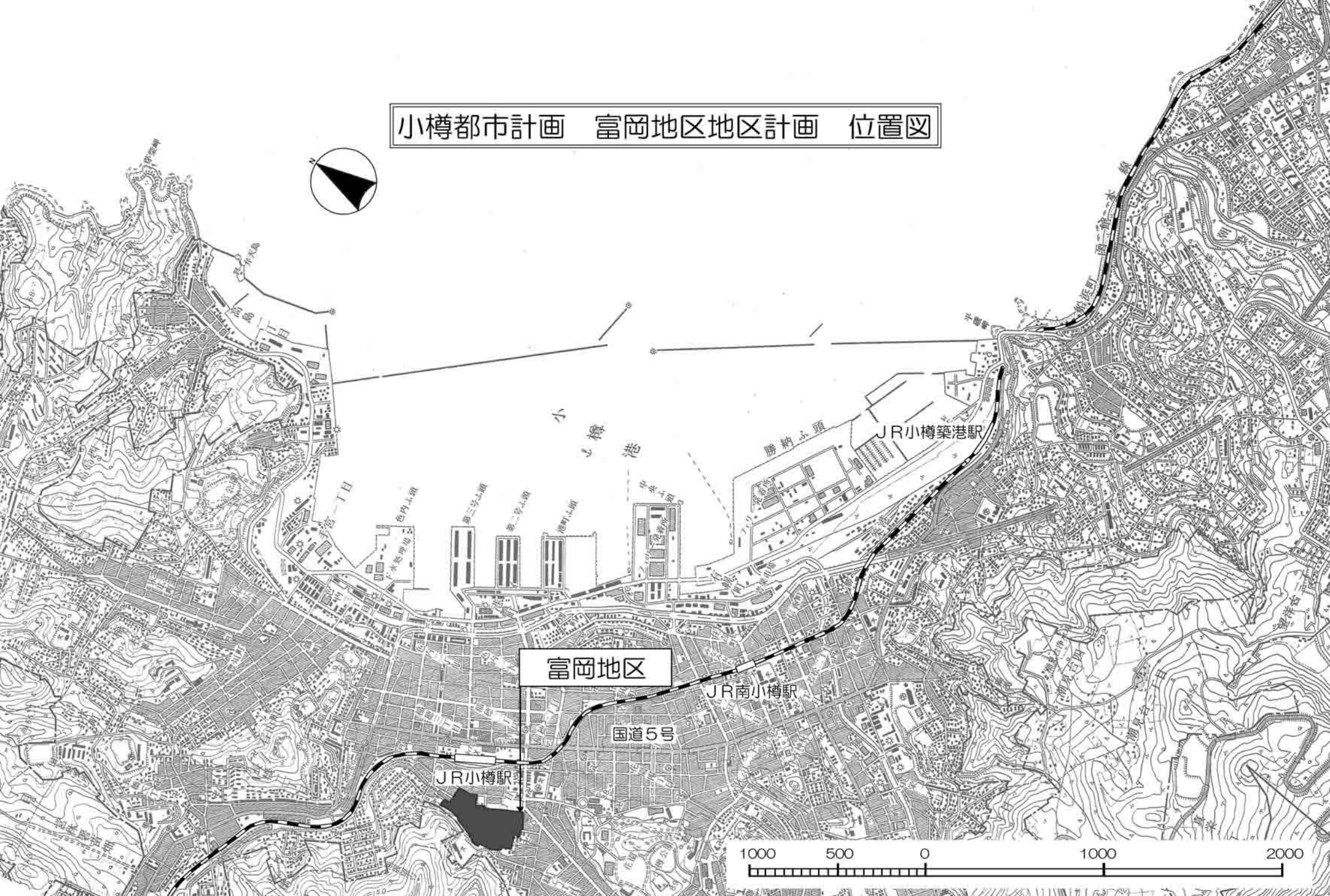
名 称	富岡地区地区計画	
位 置	小樽市富岡 1 丁目及び 2 丁目の各一部	
区 域	計画図表示のとおり	
面 積	8. 4 h a	
地区計画の目標	<p>当地区は、J R 小樽駅より西へ約 5 0 0 メートルに位置し、旭展望台を有する丘陵地の裾に広がり、小樽港を一望できる低層の建築物を主体とする閑静な住宅市街地が形成されている。</p> <p>本計画は、小樽港や海を望む眺望景観を有し、人々から愛される良好な街並みが保全されるよう、現在の住環境の維持・保全を図ることを目標とする。</p>	
区域の整備・開発及び保全に関する方針	土地利用の方針	既に形成されている住宅市街地の土地利用を基本とした住環境の維持・保全を図る。
	建築物等の整備の方針	地区計画の目標及び土地利用の方針に基づき、住環境の維持・保全を図るため「建築物の高さの最高限度」を定める。

2. 地区整備計画

地区の名称	富岡地区		
地区整備計画を定める区域	計画図表示のとおり		
地区整備計画の区域の面積	8. 4 h a		
建築物等の制限に関する事項	地区の細区分（計画図表示のとおり）	名 称	低層一般住宅地区
		面 積	8. 4 h a
	建築物の高さの最高の限度	<p>1 0 メートル</p> <p>ただし、当該地区計画の適用の際現に存する建築物又は現に建築、修繕若しくは模様替の工事中の建築物（以下「既存建築物等」という。）のうち最高の高さ（工事中の建築物にあっては、当該工事の完了後における最高の高さとする。以下同じ。）が 1 0 メートルを超える建築物の敷地として使用されている土地については、その全部を一の敷地として使用する場合に限り、当該地区計画の適用の際における既存建築物等の最高の高さとする。</p>	
備考	用語の定義及び算定方法については、建築基準法及び同法施行令による。		

理 由： 将来にわたって住環境の維持・保全が図られるよう、地区計画の決定を行うものである。

小樽都市計画 富岡地区地区計画 位置図



富岡地区

JR小樽築港駅

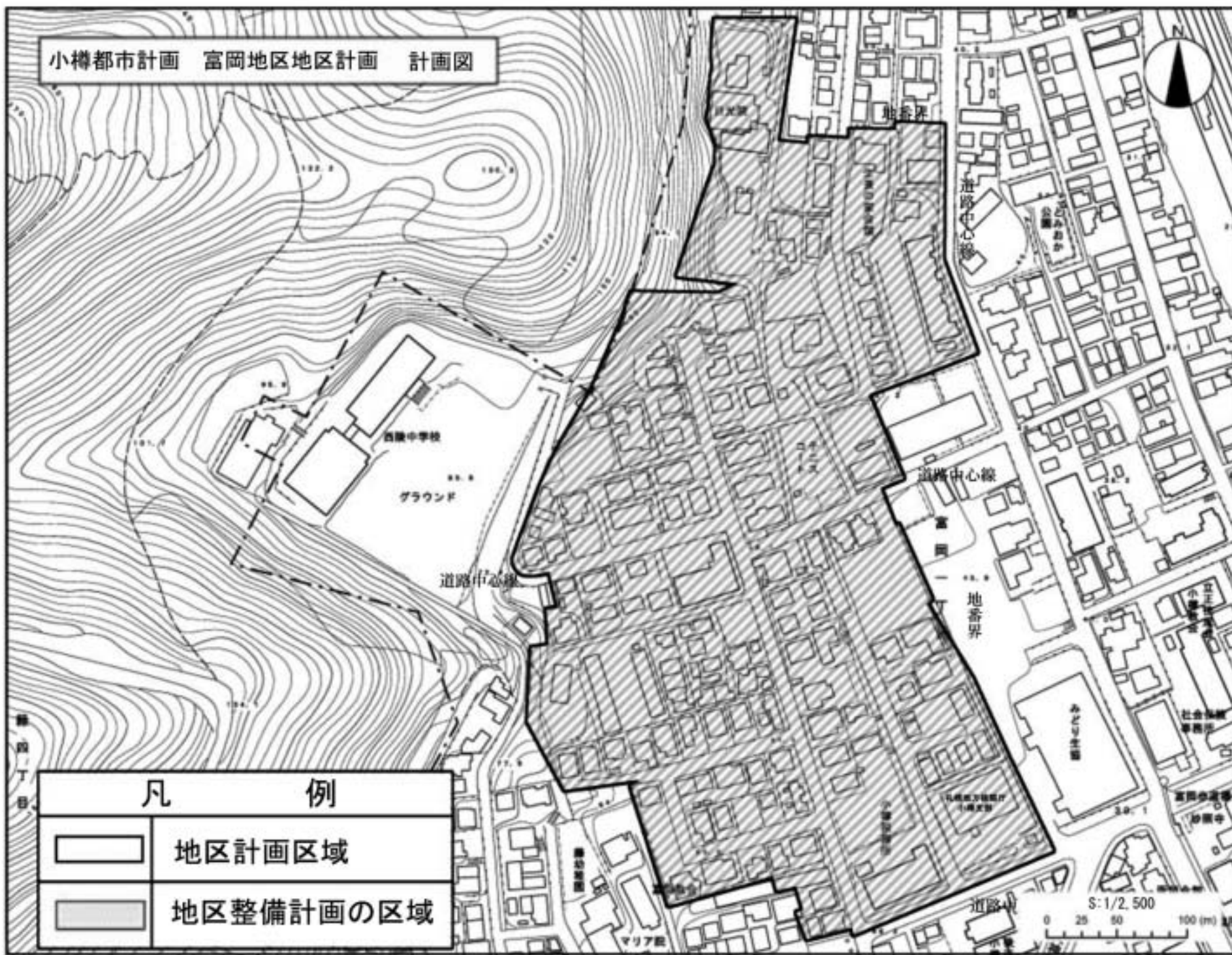
JR南小樽駅

国道5号



JR小樽駅



小樽都市計画 富岡地区地区計画 計画図



凡 例

	地区計画区域
	地区整備計画の区域

